

学校法人等代表者 殿

日本私立学校振興・共済事業団
理事長 福原紀彦

加入者資格等検認・被扶養者再審査について（依頼）

平素から私学事業団の業務につきましては、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、事業団では日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則第 11 条第 2 項、第 11 条の 2 の規定により、毎年一定の期日を定め加入者及び被扶養者資格（以下「加入者資格等」といいます）の検認を行うこととしていますが、今年度は加入者資格等の検認の一環として被扶養者の再審査も併せて実施することになりました。

つきましては、下記のとおり所定の期限までに「加入者資格等検認・被扶養者再審査結果報告書」（以下「結果報告書」といいます）及び「被扶養者再審査回答書」（以下「回答書」といいます）を提出くださるようお願いいたします。

なお、回答書を未提出の場合、生計維持関係が既に失われているとみなして職務権限にて被扶養者を取り消します。取消日以降に保険診療の受診や保健給付等があった場合は、事業団へ医療費等を返還していただくこととなりますので、必ず「回答書」を提出してください。

記

I. 検認及び再審査の対象

1. 検認

令和 7 年 9 月 3 日現在決定している加入者及び被扶養者
ただし、次にかかる者は除きます。

- ① 令和 7 年 11 月 1 日までに 75 歳となる加入者及び被扶養者
- ② 再審査対象となる被扶養者

2. 再審査

被扶養者認定年月日（継続資格取得又は所属学校変更した加入者の被扶養者については最初に被扶養者として認定された日）が令和 6 年 12 月 31 日以前である被扶養者のうち次の①②のいずれか又は双方に該当する被扶養者（令和 7 年 12 月 1 日までに 75 歳となる者又は 75 歳となる加入者の被扶養者は除きます）

- ① 平成 19 年 4 月 1 日以前に生まれた被扶養者
- ② 同居が認定の条件となっている被扶養者

II. 実施方法

1. 検認

同封の「加入者資格等検認・被扶養者再審査該当者一覧」（以下「該当者一覧」といいます）の記載内容と、学校法人等が把握している内容が合致しているかどうかを確認してください。学校法人等において加入者資格等を確認できない場合は、同封の「加入者資格等検認表（加入者用）」を加入者に配付し、内容の確認を受けてください。

2. 再審査

同封の「回答書」及び「被扶養者再審査回答書記入例」（以下「記入例」といいます）を加入者に配付し（「回答書」及び「記入例」の配付者については、「該当者一覧」の備考欄に表示しています）、加入者が対象被扶養者の現況について「回答書」を作成してください。「回答書」に添付する書類は特にありません。ただし、事業団が必要と認めたときは確認のための書類を提出していただきます。

「回答書」は学校法人等が回収してください。学校法人等は「回答書」の内容を確認のうえ、検認の結果と併せて「結果報告書」を作成し「回答書」とともに事業団へ提出してください。

III. 提出期限

令和7年11月7日(金)

IV. 提出上の注意

被扶養者の要件を欠くこととなる事由が判明した場合は、速やかに「被扶養者取消申請書」を提出してください。

なお、令和7年9月3日時点の収入基準に基づいて回答してください。

※19歳以上23歳未満の方の収入基準の改正（150万円未満）については、令和7年10月1日施行となりますので、すでに収入を超過している場合には「被扶養者取消申請書」を提出してください。（ホームページQ&A参照）

【被扶養者の取消事由】

1. 60歳未満の場合→恒常的収入が年額130万円（月額108,334円）以上ある。
→障害を事由とする年金を受給しており、その他の恒常的収入とあわせて年額180万円（月額15万円）以上ある。
2. 60歳以上の場合→年金を受給していないが、その他の恒常的収入が年額180万円（月額15万円）以上ある。
→年金を受給しており、その他の恒常的収入とあわせて年額180万円（月額15万円）以上ある。
3. 同居を認定条件とする者が別居したとき
4. 就職して社会保険の適用がある場合や、結婚・離婚・離縁・死亡等の事由に該当したとき
5. 加入者より優先して扶養すべき人が被用者保険の適用を受けたときや、収入が加入者を上回ったとき
6. 日本国内に住所を有さなくなったとき（国内居住要件の例外に該当する場合を除きます）
国内居住要件の例外に該当しながら届出を提出しなかった場合、遡って取り消しになる可能性があります。

V. その他

1. 提出された「回答書」の記入内容等に不備・不明点があった場合は返送しますので、整備のうえ速やかに再提出してください。なお、再提出がない場合には、職務権限で被扶養者を取り消します。
2. 被扶養者再審査にかかるQ&Aを私学共済事業ホームページの事務担当者コーナーに掲載していますので、併せてご参照ください。
3. 被扶養者再審査結果は、令和8年2月中旬に送付します。
4. 本状到着から提出期限までの間に所属学校変更をされた加入者の回答書は、前任校である貴校から提出してください。
5. 対象者が既に退職している場合も含め、検認表の提出は不要です。
6. 年収の壁・支援強化パッケージの取り扱いについて
 - (1) 年収の壁・支援強化パッケージについて
令和5年10月20日付で厚生労働省から「「年収の壁・支援強化パッケージ」における、社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外及び事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱いについて（保保発1020第3号）」が発出されました。
この通知を受けて、同日付で文部科学省から、私学事業団においても適切に対応するよう事務連絡がありました。ついては、社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外及び事業主の証明による被扶養者認定の円滑化を図るため、私学事業団においても同様の取扱いを行なうこととします。
 - (2) 年収の壁・支援強化パッケージにかかる取り扱い
繁忙期や人手不足等を理由に労働時間延長したことに伴い、被扶養者の収入限度額を超えた場合であっても、学校法人等で一時的な収入増加である旨の事業主の証明書等を確認し、年収から一時的な増加分を除いた金額が収入限度額以内となる場合は原則被扶養者の取り消しは必要ありません。
 - (3) 再審査結果報告書の「年収見込額」には、前述の(2)に該当する場合は、一時的な増加分を除いた金額を記入してください。なお、一時的な収入増加である旨の事業主の証明書等の事業団への提出は不要です。
 - (4) (2)に該当する場合でも健康保険の適用事業所で勤務し、被保険者となるときは被扶養者とはならないため、「被扶養者取消申請書」により取り消し手続きが必要となります。

〈照会等の問い合わせ先〉

共済事業本部 業務部 資格課 資格第一係

〒113-8441 東京都文京区湯島 1-7-5

電話番号 03-3813-5321(代)

被扶養者にかかる特定健康診査の受診のお願い

福祉部 保健課

加入者資格等の検認又は被扶養者の再審査の実施に当たり、被扶養者の特定健康診査についても、加入者等を通じて改めて周知し、実施の促進をお願いします。

被扶養者の特定健康診査については、実施率が例年3割程度に留まっています。被扶養者が健康であることは、加入者が安心して働くための大切な要素であるとともに、学校法人等の円滑な運営にも不可欠です。

被扶養者にとっては、年に一度「**無料**」で健康を**チェックできる機会**ですので、ぜひ、特定健康診査の受診を促していただくようお願いいたします。

被扶養者の特定健康診査の実施方法等は次のとおりです。

実施方法

次の①か②のいずれかの方法があります。

①「特定健康診査受診券（セット券）」を使用し、指定の健診機関で受診する。

（注1）健診結果の提出は不要です（健診機関より私学事業団に連携されます）。

（注2）「特定健康診査受診券（セット券）」はピンク色の個別封筒で5月下旬に加入者の登録住所宛てに送付済みです。指定の健診機関は、同封の指定機関一覧（冊子）又は私学共済ホームページにて確認できます。

②人間ドックやパート先の健診を受診し、結果を私学事業団に提出する。

（注1）この場合「特定健康診査受診券（セット券）」は使用できません。

（注2）被扶養者が人間ドック利用費用補助金を請求する際は、人間ドックの結果の写しと標準的な質問票を添付して学校法人等より提出してください。

受診後又は結果提出後のサポート

●健診結果登録完了者

個々の健診結果に沿った健康情報通知「健康年齢のお知らせ」を加入者の登録住所宛てに送付します。また、登録した健診結果は、健康情報ポータルサイト「Pep Up」で確認できます。Pep Upでは、楽しみながら取り組める健康イベント等でポイントが貯まります。貯めたポイントは、健康グッズや電子マネーと交換できます。

●上記のうち、高リスク対象者

生活習慣病のリスクが高い人は、管理栄養士等の専門家が生活習慣の改善をサポートする特定保健指導が「無料」で利用できます。

【参考】令和5年度の特定健康診査実施率（被扶養者） 36.3%

※対象となる被扶養者は、40歳から74歳の令和7年4月1日以降引き続き被扶養者である人です。

特定健康診査に関するお問い合わせ先
共済事業本部 福祉部 保健課 健康管理係
電話 03-3813-5321（代表）